

## 地方公共団体における食品リサイクルへの関与のあり方について

## 【地方公共団体の関与のあり方】

## 食品リサイクル小委員会（農水省）

- ・ 実効性のある食品リサイクル制度の運用体系を構築するには、食品関連事業者と、地方公共団体、廃棄物処理業者等が、地域のまとまりの中で協働して体制や施設を整備し、効率的なリサイクルシステムの構築を図ることができるよう措置していくことも重要。
- ・ 地方公共団体における食品リサイクル制度への十分な理解と協力が必要不可欠であり、地方公共団体に行政をとり進めるに当たっての参考となる情報提供等を検討すべき。

## 生ごみ等 3 R ・ 処理に関する検討会（環境省）

- ・ 中小零細事業者の安定・確実な取組を進めるためには、リサイクル事業者等が中心となった P F I 事業を含め、市町村の施設でのリサイクル・エネルギー利用を推進することが有効。この場合、市町村が大規模な食品関連事業者とも連携して地域的なリサイクルシステムをつくることはさらに有効。

このため、市町村における家庭の生ごみも含めた食品廃棄物のリサイクル・エネルギー回収施設の整備を誘導・支援し、市町村間の広域的な連携を進めつつ、リサイクル・エネルギー回収のルート拡大を図ること

## &lt; 背景 &gt;

- ・ 食品リサイクル法は、食品関連事業者が取組む再生利用等を全国的に同水準に確保する必要性などから、国による一律の制度運営が図られてきたところであり、地域の廃棄物・リサイクル行政や農林水産行政を担う地方公共団体との連携が十分に図られているとはいえない。
- ・ 今後、食品関連事業者、特に食品小売や外食等の「川下」の取組が進展していない状況を踏まえ、食品関連事業者に対する措置が強化されていくことを前提とすれば、制度の実効性を確保する観点から、取組が実施されているかどうかにつき食品関連事業者に対する現場レベルでのきめ細かいチェックが重要。また、適正処理の確保の観点からは、取組が進展するに従い、食品廃棄物、特に一般廃棄物市町村の区域を越えたりサイクルルートに流れていくことも想定される点を踏まえ、不適正処理を未然防止するための地域的な行政による監視が必要。
- ・ 食品廃棄物の排出量とその主要な仕向先である肥料・飼料等とのミスマッチを防止し、安定的かつ確実なリサイクルを推進していくためには、地域レベルで計画・ビジョンが策定され、廃棄物処理業者や農林漁業者等との調整・連携を通じた地域レベルでのリサイクルシステムが実地に構築されていくことが効果的かつ極めて重要。

- ・ 他方、食品関連事業者の数は 24 万事業者と推計されることから、国の実施体制（農政事務所職員 200 人弱）のみでは取組状況のチェックには限界。

#### < 対応の方向 >

##### (1) 対応の方向

食品リサイクルの推進や地方分権推進の観点から、地方公共団体が以下の役割を担う仕組みを検討してはどうか。

区域内における食品廃棄物等の排出量見込みや、受け皿となる農家等の肥料・飼料等の需要見込み量等を勘案した再生利用等の促進のための計画・方針等の作成。

国の定める判断基準を勘案し、区域内の食品関連事業者に対し指導等を行うとともに、再生利用等の適正な実施を確保するため、報告徴収及び立入検査を行う権限の付与。

##### (2) 期待される効果

地方公共団体における食品リサイクル法に対する理解の増進とともに、地域の需要に見合ったリサイクル製品の製造により、無理のない確実な食品リサイクルが進展。

区域内の食品関連事業者に対する細やかな指導・助言の実施及び法令違反に対する迅速な報告徴収・立入検査の実施。

##### (3) 課題

- ・ 国と地方の役割分担の整理
- ・ 都道府県の事務創設をするに当たって、一般廃棄物処理行政を担当する市町村との役割分担について整理が必要
- ・ 計画づくり等に必要な予算やデータ等の確保
- ・ 制度的措置とする場合は、法制面での検討が必要

